

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(アッティカ県に対する新たな特別地域別追加制限措置)**

2020年9月19日
在ギリシャ日本国大使館

9月18日、ギリシャ保健省・市民保護省が共同会見を行い、アテネを含むアッティカ県における感染状況を説明するとともに、9月21日から10月4日まで有効な追加制限措置等を発表しました。内容は以下のとおりです。

■ 感染状況

9月18日時点、全国における未治癒の感染者数は4,084名で、263名が入院治療中であり、その内の感染者2,100名がアッティカ県、966名がアテネ市（アテネの中心部）となっている。アテネ市における感染率が最も高く、特に民間企業の職場における事務職員の感染が目立つことから、雇用主側による措置の遵守が重要である。9月18日のアッティカの新規感染者は169名であった。更なる感染拡大を防ぐため、アッティカ県に対して更なる追加制限措置を導入する。

■ 特別地域別追加制限措置

1 屋内・屋外を問わず、10人以上の集会を禁止（9人まで可）する。ただし飲食店等、周囲との距離の制限が既に別途課せられている場合を除く。

（※アッティカ県では、既に、飲食店で1テーブルの利用が6人までに制限されています）。

2 屋内・屋外を問わず、コンサートを禁止。

3 映画館（屋内）の営業を禁止。

4 冠婚葬祭に関しては、参加者の上限を20人に制限する。

5 民間・公共を問わず、実施できる業種では、従業員の40%をテレワークとすることを義務とする。

6 公共部門では、職員等の業務開始時刻を午前7時、8時、9時の3グループに分ける。

7 民間部門では、労働者の出退勤時刻を通常の前後2時間以内で4グループに分

け、フレックス制とする。

8 特にアッティカ県の感染度の高い地域では、職場や集会の場におけるマスク着用義務の監視を徹底する。

9 特にアテネ市では、ハイリスクグループの無症状感染者（難民・移民等）を隔離用ホテルに収容する。

10 健康上ハイリスクな者、65歳以上の高齢者は、14日間の間、不要不急の外出を一切避け、家族以外の他人との接触を避けるとともに、公共交通機関の利用を避けることが推奨される。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp